

発行者情報

【表紙】	
【公表書類】	発行者情報
【公表日】	令和2年4月17日
【発行者の名称】	カレント自動車株式会社 (CURRENT MOTOR Corporation)
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 江頭 大介
【本店の所在の場所】	神奈川県横浜市青葉区あざみ野一丁目4番地3
【電話番号】	045-905-1008 (代表)
【事務連絡者氏名】	P&A ユニットリーダー 松澤 栞
【担当 J-Adviser の名称】	フィリップ証券株式会社
【担当 J-Adviser の代表者の役職氏名】	代表取締役 下山 均
【担当 J-Adviser の本店の所在の場所】	東京都中央区日本橋兜町4番2号
【担当 J-Adviser の財務状況が公表されるウェブサイトのアドレス】	https://www.phillip.co.jp/
【電話番号】	(03)3666-2101
【取引所金融商品市場等に関する事項】	当社は、当社普通株式を令和2年5月20日に TOKYO PRO Market へ上場する予定であります。 上場に際して特定投資家向け取得勧誘又は特定投資 家向け売付け勧誘等を実施しないことから、特定上 場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第110 条第3項の規定により、発行者情報に相当する情報 を公表いたします。 また、振替機関の名称及び住所は下記のとおりで す。 名称：株式会社証券保管振替機構 住所：東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号
【公表されるホームページのアドレス】	カレント自動車株式会社 https://www.currentmotor.co.jp/ 株式会社東京証券取引所 https://www.jpx.co.jp/

【投資者に対する注意事項】

- 1 TOKYO PRO Market は、特定投資家等を対象とした市場であり、その上場会社は、高い投資リスクを含んでいる場合があります。投資者は、TOKYO PRO Market の上場会社に適用される上場適格性要件及び適時開示基準並びに市場価格の変動に関するリスクに留意し、自らの責任で投資を行う必要があります。また、投資者は、発行者情報により公表された情報を慎重に検討した上で投資判断を行う必要があります。特に、第一部 第3 4【事業等のリスク】において公表された情報を慎重に検討する必要があります。
- 2 発行者情報を公表した発行者のその公表の時ににおける役員（金融商品取引法（以下「法」という。）第21条第1項第1号に規定する役員（取締役、会計参与、監査役若しくは執行役員又はこれらに準ずる者）をいう。）は、発行者情報のうちに重要な事項について虚偽の情報があり、又は公表すべき重要な事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けていたときは、法第27条の34において準用する法第22条の規定に基づき、当該有価証券を取得した者に対し、情報が虚偽であり又は欠けていることにより生じた損害を賠償する責任を負います。ただし、当該有価証券を取得した者がその取得の申込みの際に、情報が虚偽であり、又は欠けていることを知っていたときは、この限りではありません。また、当該役員は、情報が虚偽であり又は欠けていることを知らず、かつ、相当な注意を用いたにもかかわらず知ることができなかったことを証明したときは、上記賠償責任を負いません。
- 3 TOKYO PRO Market における取引所規則の枠組みは、基本的な部分において日本の一般的な取引所金融商品市場に適用される取引所規則の枠組みと異なっています。すなわち、TOKYO PRO Market においては、J-Adviser が重要な役割を担います。TOKYO PRO Market の上場会社は、特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例（以下「特例」という。）に従って、各上場会社のために行動するJ-Adviser を選任する必要があります。J-Adviser の役割には、上場適格性要件に関する助言及び指導、並びに上場申請手続のマネジメントが含まれます。これらの点について、投資者は、東京証券取引所のホームページ等に掲げられる TOKYO PRO Market に係る諸規則に留意する必要があります。
- 4 東京証券取引所は、発行者情報の内容（発行者情報に虚偽の情報があるか否か、又は公表すべき事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けているか否かという点を含みますが、これらに限られません。）について、何らの表明又は保証等をしておらず、前記賠償責任その他の一切の責任を負いません。

第一部【企業情報】

第1【本国における法制等の概要】

該当事項はございません。

第2【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

連結経営指標等

回次	第17期	第18期	第19期
決算年月	平成29年10月	平成30年10月	令和元年10月
売上高 (千円)	—	1,527,450	2,327,922
経常利益 (千円)	—	38,894	125,927
親会社株主に帰属する当期純利益 (千円)	—	27,097	64,783
包括利益 (千円)	—	23,158	63,363
純資産額 (千円)	—	57,352	120,715
総資産額 (千円)	—	665,398	727,822
1株当たり純資産額 (円)	—	77.66	185.89
1株当たり配当額 (うち1株当たり中間配当額) (円)	— (—)	— (—)	— (—)
1株当たり当期純利益 (円)	—	45.16	107.97
潜在株式調整後1株当たり当期純利益 (円)	—	—	—
自己資本比率 (%)	—	7.00	15.32
自己資本利益率 (%)	—	82.30	81.94
株価収益率 (倍)	—	—	—
配当性向 (%)	—	—	—
営業活動によるキャッシュ・フロー (千円)	—	△5,854	105,595
投資活動によるキャッシュ・フロー (千円)	—	△27,887	△22,683
財務活動によるキャッシュ・フロー (千円)	—	54,936	△49,691
現金及び現金同等物の期末残高 (千円)	—	313,835	347,201
従業員数 (外、平均臨時雇用者数) (人)	—	23 (11)	25 (18)

- (注) 1. 売上高には、消費税等は含まれておりません。
2. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。
3. 株価収益率については、当社株式が非上場であるため記載しておりません。
4. 1株当たり配当額及び配当性向については、配当を行っていないため記載しておりません。
5. 第17期は連結財務諸表を作成しておりませんので、連結経営指標等については記載しておりません。
6. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数は、期中の平均人員を()外数で記載しております。

7. 株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第110条第5項の規定に基づき、第19期の連結財務諸表について監査法人コスモスの監査を受けておりますが、第18期の連結財務諸表については、当該監査を受けておりません。
8. 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」（企業会計基準第28号 平成30年2月16日）等を当連結会計年度の期首から適用しており、前連結会計年度に係る主要な経営指標については、当該会計基準等を遡って適用した後の指標等となっております。
9. 当社は、令和2年2月27日付で普通株式1株につき3,000株の割合で株式分割を行っておりますが、第18期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益を算定しております。

2【沿革】

当社は、平成 12 年 5 月 20 日横浜市青葉区において中古車輸入車の買取、販売を目的とする会社として設立されました。現在の企業集団に至るまでの経緯は、次のとおりです。

年 月	事 項
平成 12 年 5 月	横浜市青葉区に中古輸入車の買取、販売を目的にガレージカレントを創業
平成 12 年 12 月	有限会社ガレージカレント（現当社）設立
平成 16 年 5 月	有限会社ガレージカレントから株式会社ガレージカレントへ組織変更
平成 18 年 12 月	輸入車の修理整備を目的として株式会社カレントテックセンター設立
平成 22 年 12 月	「外車王」ブランドによる全国規模での輸入車買取事業を開始
平成 24 年 1 月	EV（電気自動車）へのコンバートサービスを開始
平成 26 年 6 月	欧州パーツの仕入れを目的としてドイツ法人 Current Europe GmbH を 設立
平成 26 年 9 月	IT 事業部を開設し、WEB マガジン「Current Life」を発刊
平成 26 年 10 月	パーツ部門を開設し、自動車部品の供給サービスを開始
平成 27 年 3 月	ネオクラシックカーのレンタカーサービスを開始
平成 27 年 4 月	本社を横浜市青葉区内にて移転
平成 27 年 5 月	株式会社ガレージカレントからカレント自動車株式会社へ商号変更
平成 27 年 10 月	パーツの集中物流拠点として須坂ロジスティクスセンターを長野県須坂市へ開設
平成 28 年 8 月	「外車王」において事業者とユーザーのマッチングサービスを提供開始
平成 28 年 12 月	輸入車整備に特化した整備事業者のフランチャイズ展開を目的として、輸入車専門 取扱い会社 3 社及びあいおいニッセイ同和損害保険株式会社と当社で ICIN 株式会 社を設立
平成 29 年 2 月	自社パーツブランドである「CRT」を発売開始
平成 29 年 11 月	輸入車パーツ EC サイト「EURO AUTO」を事業譲渡により取得
平成 30 年 4 月	渋谷事業所を開設し IT 事業部を東京都渋谷区へ移転
平成 30 年 10 月	米国パーツの仕入れを目的として、米国法人 Fairview International Trading, LLC の持分を取得

3 【事業の内容】

当社グループは、当社（カレント自動車株式会社）、連結子会社3社及び持分法非適用関連会社1社で構成されており、自動車のアフターマーケット領域で事業展開をしております。

「全従業員の物心両面の幸福を追求すると同時に、車を通じて人々の幸せと社会の発展に貢献する」という経営理念のもと、輸入車に長年特化してきたことにより培った専門性・技術力を活かし、次の通り事業を行っております。なお、当社は「車両及びその関連事業」の単一セグメントですが、単一セグメントによるリスクを回避すべく、周辺事業を多角展開しております。

【車両事業】

（1）輸入車買取事業

自社で運営するWEBサイト「外車王」を通じて、長年培ったノウハウを活かした適正査定のもと、全国のユーザー様から中古車を買取り、修理・修復を施し、オートオークション等を通じ市場に再流通させ、または当社の輸入車販売事業を通じて販売しております。

（2）輸入車販売事業

輸入名車専門店として車好きのマニア層に人気の高い中古車モデルを、徹底した品質管理のもと全国のエンドユーザー様へ販売しております。

【車両関連事業】

（3）IT事業

先述の「外車王」において、自動車に係る消費者の買取査定依頼案件を提携パートナーに紹介しております。

（4）パーツサプライ事業

輸入車に特化したパーツの供給事業を行っております。連結子会社の Current Europe GmbH、持分法非適用関連会社の Fairview International Trading, LLC 及びその他の海外部品商から低価格で高品質なパーツ、入手困難なパーツを輸入し、整備事業者への卸売りを行っております。通常パーツに加えて自社パーツブランド“CRT”シリーズを、整備工場を中心に販売しております。また、ECサイト「EURO AUTO」を自社運営し、通信販売も行っております。

（5）修理・整備事業

連結子会社の株式会社カレントテックセンターが車両整備工場を運営しております。自動車システムメーカーBOSCH 認定の自動車整備工場であり、輸入車の修理、整備、車検、板金サービスを旧車から最新モデルまで幅広く提供しております。また、連結子会社 ICIN 株式会社が展開するフランチャイズ事業である「Dr. 輸入車」（後述）の旗艦店としての機能も兼ねております。

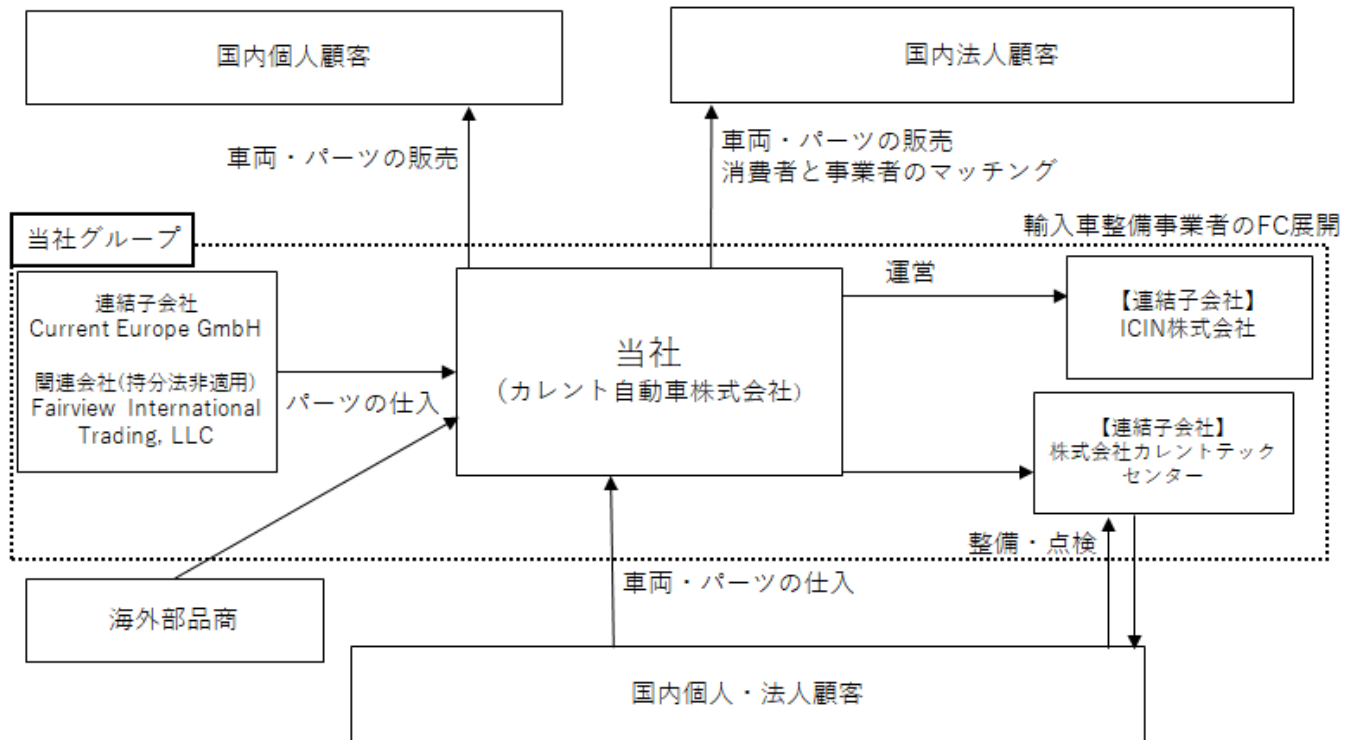
(6) 整備ネットワーク事業

ICIN 株式会社の運営を通して、「輸入車整備に特化した整備事業者」のフランチャイズ展開を行い、「Dr. 輸入車」の FC 本部として加盟店へ輸入車整備工場運営に関するノウハウ・技術・研修・ツールを提供しております。

(7) その他事業

クラシックカーの EV（電気自動車）へのコンバートサービス、レンタカーサービスなどを行っております。

【事業系統図】



(注) Current Europe GmbH は現在清算手続き中です。

4 【関係会社の状況】

名称	住所	資本金 又は出資金	主要な事業の内容	議決権の所有割合 又は被所有割合 (%)	関係内容
(連結子会社)					
株式会社カレント テックセンター (注1)	神奈川県 川崎市宮前区	5百万円	輸入車専門工場として輸 入車の修理、整備、車 検、板金	100	当社の在庫車両他 の整備 役員の兼任 1名
ICIN 株式会社 (注1)	神奈川県 川崎市宮前区	50百万円	日本初の輸入車整備に特 化したフランチャイズ事 業、整備ネットワーク事 業の展開	54	役員の兼任 1名
Current Europe GmbH (注1、注 2)	ドイツ デュッセルドルフ	25,000.00 EUR	日本輸出向けの欧州での 自動車パーツ調達	100	当社のパーツ在庫 の調達 役員の兼任 1名

- (注) 1. 特定子会社であります。
2. Current Europe GmbHは現在清算手続き中です。
3. 上記以外に持分法非適用関連会社が1社あります。

5 【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

令和2年3月31日現在

従業員数(人)
37 (14)

- (注) 1. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数は、最近1年間の平均人員を()外数で記載しております。
2. 当社は、車両及びその関連事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

(2) 提出会社の状況

令和2年3月31日現在

従業員数(人)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(千円)
20 (13)	31.6	2.76	4,349

- (注) 1. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数は、最近1年間の平均人員を()外数で記載しております。
2. 平均年間給与は、基準外賃金を含んでおります。
3. 当社は、車両及びその関連事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

(3) 労働組合の状況

当社グループにおいて労働組合は結成されておきませんが、労使関係は円満に推移しております。

第3【事業の状況】

1【業績等の概要】

(1) 業績

当連結会計年度におけるわが国経済は、雇用・所得環境の改善による消費の持ち直しや、好調な企業収益を背景とした底堅い設備投資など、緩やかな回復基調が続きました。それに加え輸入車の品質向上やバラエティに富んだモデルが多数出てきたことから、輸入車販売台数の増加により、国内の中古輸入車マーケットは拡大傾向にあります。

このような環境の中、創業以来の輸入車に特化した事業展開を継続する当社グループは、収益力の高い事業へ経営リソースを集約させると同時に、新規に着手したパーツの卸販売事業及びWEB関連事業を推し進めることで、安定かつ長期的な収益モデルの構築に努めてまいりました。

これらの結果、当連結会計年度の売上高は2,327,922千円（前年同期比52.4%増）となり、営業利益は135,908千円（前年同期比201.6%増）、経常利益は125,927千円（前年同期比223.8%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は64,783千円（前年同期比139.1%増）となりました。

なお、当社グループは「車両及びその関連事業」の単一セグメントであるため、セグメント別の記載は省略しております。

(2) キャッシュ・フローの状況

当連結会計年度末における現金及び現金同等物（以下「資金」という。）は347,201千円となり、前連結会計年度末に比べ33,366千円増加となりました。各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動の結果獲得した資金は105,595千円（前年同期は5,854千円の使用）となりました。これは主に、税金等調整前当期純利益の計上97,275千円、売上債権の増加額43,951千円、たな卸資産の減少額22,074千円によるものです。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動の結果使用した資金は22,683千円（前年同期は27,887千円の使用）となりました。これは主に、有形固定資産の取得による支出14,899千円、敷金保証金の差入による支出9,952千円によるものです。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

財務活動の結果使用した資金は49,691千円（前年同期は54,936千円の獲得）となりました。これは主に、長期借入れによる収入100,000千円、長期借入金の返済による支出117,565千円、短期借入金の返済による支出30,000千円によるものです。

2【生産、受注及び販売の状況】

当社グループは車両及びその関連事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載に代えて事業部門別に記載しております。

(1) 生産実績

当社グループの事業は生産の形態をとらないため、該当事項はございません。

(2) 受注状況

当社グループの事業は受注の形態をとらないため、該当事項はございません。

(3) 販売実績

当連結会計年度の販売実績を示すと、次の通りです。

事業部門の名称	当連結会計年度 (自 平成 30 年 11 月 1 日 至 令和元年 10 月 31 日)	前年同期比 (%)
車両事業 (千円)	1,781,685	154.0
車両関連事業 (千円)	546,236	147.5
合計	2,327,922	152.4

(注) 1. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

2. 主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合は次の通りであります。

相手先	前連結会計年度		当連結会計年度	
	売上高 (千円)	割合 (%)	売上高 (千円)	割合 (%)
株式会社ユー・エス・エス (オートオークション)	761,902	49.9	1,299,983	55.8

3 【対処すべき課題】

当社グループが属する自動車販売業界におきましては、「若者の車離れ」などの言葉に象徴されるように、今後の市場動向を懸念する声があがっております。現在は国内における輸入車の販売台数は増加基調ではあるものの、こうした傾向が半永久的に続くことは期待しづらく、こうした状況の下、お客様に高品質な商品を提供し、継続的な成長と安定した収益を確保するために、当社グループは次のとおり取り組んでおります。

(1) 認知度の向上及び企業ブランドの確立

市場における存在感に比して、競合他社よりも認知度が低いことが課題となっております。今後も高付加価値の商品供給や他の追従を許さないサービスにより顧客への提供価値を高め、企業としての信頼を得ていくと同時に、適切なマスメディアの活用及び広報機能の強化により、認知度の向上及び企業ブランドの確立に努めてまいります。

(2) 事業の多角化

輸入車に特化した強みを活かした多角的経営を目指しながら、輸入車に限定しない自動車マーケット全体、特に「カーテック」と呼ばれる分野（自動車×情報）への進出を進めることで、単一セグメント特有のリスク回避を徹底してまいります。

(3) 経営基盤の強化

経営基盤の安定と発展のため、持続可能な販売網の拡大、さらには販売先のニーズに対応するために買取による仕入体制の強化を模索してまいります。また、資金調達手段の多様化を充分活用し、経営基盤の強化をはかってまいります。

4 【事業等のリスク】

以下において、当社グループの事業展開その他に関してリスク要因と考えられる主な事項を記載しております。

当社グループは、これらのリスク発生の可能性を認識した上で、発生の回避及び発生した場合の適切な対応に努める方針ですが、当社株式に関する投資判断は、以下の事項及び本項以外の記載事項を慎重に検討した上で行われる必要があると考えております。

また、文中の将来に関する事項は、本発行者情報公表日現在において当社グループが判断したものであり、実際の結果とは異なる可能性があります。

(1) 人材について

当社グループは、縦割りの組織ではなく、横との連携を密にとり、効率的かつ機動的な経営を指向し、柔軟に事業推進を行い、少人数で最大の価値とパフォーマンスを生み出す組織体制の構築を目指しております。当社グループが推進する自動車に関わる事業については様々なノウハウを要する業務であり、人材は極めて重要な経営資源であります。当社グループが確実な事業推進と企業成長をしていくためには、ノウハウ・情報の共有化、従業員の継続的能力の向上に努めるとともに、専門性の高い人材の確保やマネジメント層並びに次世代を担う若手社員の採用及び育成・教育が不可欠であります。しかしながら、当社グループが求める人材の確保や育成が十分できない場合、あるいは現時点における有能な人材が社外流出した場合には、当社グループの経営成績及び今後の事業展開に影響を及ぼす可能性があります。

(2) 株式会社ユー・エス・エスの運営するオートオークションへの依存について

当社グループは、売上の大部分を株式会社ユー・エス・エスの運営するオートオークション会場への出品に依存しております。当社グループは、当該オークション会場が定める規約を遵守すべく業務手続を整備し、当該手続きに則り業務を遂行するよう努めておりますが、オペレーションミスや予期せぬ事故等により、オークション規約に抵触し、オークション会場から取引停止等の処分を受ける可能性は皆無ではなく、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。また、需給バランスが乱れることによって、オートオークション会場の相場が低迷した場合、仕入値を十分に上回る価格による販売が出来ず、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

(3) エンドユーザーの嗜好の変化について

当社は輸入車である中古車の買取・販売を行っております。販売面においてはオートオークションへの販売と、車好きのマニア層に人気の高い中古車モデルをエンドユーザー様に販売しておりますが、一方で、昨今の少子高齢化や若者の嗜好の変化に伴う車離れが引き続き継続した場合、当社グループの業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(4) 配当政策について

当社では、株主に対する利益還元を重要な経営課題の一つとして位置付けております。しかしながら、当事業年度末現在において、当社は成長拡大の過程にあると考えており、経営基盤の強化及び積極的な事業展開のために内部留保の充実を図り、財務体質の強化と事業拡大に向けた投資に充当することで、更なる事業拡大を実現することが株主に対する最大の利益還元につながると考えております。将来的には、経営成績及び財政状態を勘案しながら株主への利益の配当を検討する方針であります。配当の実施及びその時期等については現時点において未定であります。

(5) 有利子負債への依存について

当社グループが拡大を進める中で、新規事業には多額の投資が必要であり、当社グループは、これら投資資金の大部分を金融機関からの借入金に依存してきました。当連結会計年度末における当社グループの総資産に占める有利子負債の割合は 59.2%、支払利息は 7,075 千円となっております。今後の金利変動によっては、支払利息の負担が増加して当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。また、金融機関の融資姿勢の変化等により、事業拡大に必要な資金調達が困難になる場合には、当社グループの業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(6) 特定人物への依存について

当社の代表取締役社長である江頭大介は、当社グループの経営方針や経営戦略の立案及び決定を始め、営業戦略や業務遂行等の経営全般において重要な役割を果たしております。当社グループは、ノウハウの共有、人材の獲得及び育成等により組織体制の強化を図り、同氏に過度に依存しない経営体制の構築を進めてまいります。しかしながら、不測の事態により同氏の当社における職務執行が困難となった場合、現状では当社グループの今後の事業展開、業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(7) 訴訟等について

当社グループは、現段階において業績に重大な影響を及ぼす訴訟を提起されている事実はありません。しかしながら、当社グループが販売する商品・サービスに関して、瑕疵等の発生、最終消費者からのクレーム等が発生した場合、これらに起因する訴訟やその他の請求が発生する可能性があります。これらの訴訟等の内容によっては、当社グループの業績に影響を与える可能性があります。

(8) 在庫リスクについて

当社グループが行う事業においては、お客様のニーズに合わせるため、多品種の製品を輸入し販売しております。そのため、需要予測に基づいた綿密な仕入計画を実行しておりますが、販売予測と実際の乖離が生じ滞留在庫が多量に発生した場合、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

(9) 個人情報について

当社グループは、営業活動上お客様の個人情報を保有しております。個人情報漏洩による企業経営・信用への影響を十分に認識し、各種規程・マニュアルの整備、社員への周知徹底等、個人情報の管理体制の整備を行っておりますが、万が一情報が漏洩した場合は、損害賠償費用の発生、社会的信用の失墜などにより、当社グループの業績及び財政状態に重大な影響を及ぼす可能性があります。

(10) 自然災害、感染症について

地震、津波、その他大規模自然災害、火災等の事故災害や感染症の世界的流行（パンデミック）が発生した場合、当社グループの営業活動に支障が生じる可能性があります。発生時の損害の拡大を最小限におさえるべく、点検・訓練の実施、連絡体制の整備に努めておりますが、このような災害による物的・人的被害により、当社グループの事業戦略や業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

また、ウイルスなどの感染症等につきましては、新型インフルエンザやコロナウイルス等の感染症の蔓延等の要因による、中古輸入車の購買意欲の後退等により、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

(11) 小規模組織であることについて

当社グループは令和2年3月31日現在で取締役3名、監査役1名、従業員43名と組織が小さく、内部管理体制も組織規模に応じたものとなっております。今後、事業の拡大に伴い、適切かつ十分な人的・組織的対応ができない場合、既存の人材の社外流出、病気等における長期休暇が生じた場合、当社の業務遂行に支障が発生する可能性や、当社の提供しているサービスの精度が低下する恐れがあります。当社グループでは事業の拡大に伴う増員を行うとともに、組織的に従業員同士の業務ノウハウの共有、また内部管理体制の一層の充実を進めていきます。

(12) 法的規制等について

当社グループの事業は、古物営業法、道路運送車両法、道路運送法、保険業法等の適用を受けております。当社グループでは、これら法規制を遵守すべく、社内規程等を整備しており、現在のところ取消事由は発生しておりません。しかしながら、法改正等により新たに取消事由に抵触する事態が生じた場合には、当社グループの業務運営に支障が生じ、当社の業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(13) J-Adviser との契約について

当社は、株式会社東京証券取引所が運営を行っております証券市場 TOKYO PRO Market の上場予定企業です。当社では、フィリップ証券株式会社を担当 J-Adviser に指定することについての取締役会決議に基づき、平成30年9月28日にフィリップ証券株式会社との間で、担当 J-Adviser 契約（以下「当該契約」といいます。）を締結しております。当該契約は、TOKYO PRO Market における当社株式の新規上場及び上場維持の前提となる契約であり、当該契約を解除し、かつ、他の担当 J-Adviser を確保できない場合、当社株式は TOKYO PRO Market から上場廃止となります。当該契約における契約解除に関する条項及び契約解除に係る事前催告に関する事項は以下の通りです。

なお、本発行者情報の開示日現在において、当該契約の解除条項に該当する事象は生じておりません。

<J-Adviser 契約解除に関する条項>

当社（以下「甲」いう。）が次のいずれかに該当する場合には、フィリップ証券株式会社（以下「乙」という。）は J-Adviser 契約（以下「本契約」という。）を即日無催告解除することができる。

①債務超過

甲がその事業年度の末日に債務超過の状態である場合において、1年以内に債務超過の状態から脱却しえなかったとき、すなわち債務超過の状態となった事業年度の末日の翌日から起算して1年を経過する日（当該1年を経過する日が甲の事業年度の末日に当たらないときは、当該1年を経過する日の後最初に到来する事業年度の末日）までの期間（以下この項において「猶予期間」という。）において債務超過の状態から脱却しえなかった場合。但し、甲が法律の規定に基づく再生手続若しくは更生手続又は私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行うことにより、当該1年を経過した日から起算して1年以内に債務超過の状態から脱却することを計画している場合（乙が適当と認める場合に限る。）には、2年以内（審査対象事業年度の末日の翌日から起算して2年を経過する日（猶予期間の最終日の翌日から起算して1年を経過する日が甲の事業年度の末日に当たらないときは、当該1年を経過する日後最初に到来する事業年度の末日）までの期間内）に債務超過の状態から脱却しえなかったとき。

なお、乙が適当と認める場合に適合するかどうかの審査は、猶予期間の最終日の属する連結会計年度（甲が連結財務諸表を作成すべき会社でない場合には事業年度）に係る決算の内容を開示するまでの間において、再建計画（本号但し書に定める1年以内に債務超過の状態でなくなるための計画を含む。）を公表している甲を対象とし、甲が提出する当該再建計画並びに次の a 及び、b に定める書類に基づき行う。

a 次の(a)又は(b)の場合の区分に従い、当該(a)又は(b)に規定する書面

(a) 法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を行う場合

当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判所の認可を得ているものであることを証する書面

(b) 私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行う場合

当該再建計画が、当該ガイドラインにしたがって成立したものであることについて債権者が記載した書面

b 本号但し書に定める1年以内に債務超過の状態でなくなるための計画の前提となった重要な事項等が、公認会計士等により検討されたものであることについて当該公認会計士等が記載した書面

②銀行取引の停止

甲が発行した手形等が不渡りとなり銀行取引が停止された場合又は停止されることが確実となった旨の報告を書面で受けた場合

③破産手続、再生手続又は更生手続

甲が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続若しくは更生手続を必要とするに至った場合（甲が、法律に規定する破産手続、再生手続又は更生手続の原因があることにより、破産手続、再生手続又は更生手続を必要と判断した場合）又はこれに準ずる状態になった場合。なお、これに準ずる状態になった場合とは、次の a から c までに掲げる場合その他甲が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続又は更生手続を必要とするに至った場合に準ずる状態になったと乙が認めた場合をいうものとし、当該 a から c までに掲げる場合には当該 a から c までに定める日に本号前段に該当するものとして取り扱う。

- a 甲が債務超過又は支払不能に陥り又は陥るおそれがあるときなどで再建を目的としない法律に基づかない整理を行う場合甲から当該整理を行うことについての書面による報告を受けた日
 - b 甲が、債務超過又は支払不能に陥り又は陥るおそれがあることなどにより事業活動の継続について困難である旨又は断念する旨を取締役会等において決議又は決定した場合であって、事業の全部若しくは大部分の譲渡又は解散について株主総会又は普通出資者総会に付議することの取締役会の決議を行った場合、甲から当該事業の譲渡又は解散に関する取締役会の決議についての書面による報告を受けた日（事業の大部分の譲渡の場合には、当該事業の譲渡が事業の大部分の譲渡であると乙が認めた日）
 - c 甲が、財政状態の改善のために、債権者による債務の免除又は第三者による債務の引受若しくは弁済に関する合意を当該債権者又は第三者と行った場合（当該債務の免除の額又は債務の引受若しくは弁済の額が直前事業年度の末日における債務の総額の 100 分の 10 に相当する額以上である場合に限る。）甲から当該合意を行ったことについての書面による報告を受けた日
- ④前号に該当することとなった場合においても、以下に定める再建計画の開示を行った場合には、原則として本契約の解除は行わないものとする。

再建計画とは次の a ないし c の全てに該当するものをいう。

- a 次の(a)又は(b)に定める場合に従い、当該(a)又は(b)に定める事項に該当すること。
 - (a) 甲が法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を必要とするに至った場合当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判所の認可を得られる見込みがあるものであること。
 - (b) 甲が前号 c に規定する合意を行った場合当該再建計画が、前号 c に規定する債権者又は第三者の合意を得ているものであること。
- b 当該再建計画に次の(a)及び(b)に掲げる事項が記載されていること。
 - (a) 当該上場有価証券の全部を消却するものでないこと。
 - (b) 前 a の(a)に規定する見込みがある旨及びその理由又は同(b)に規定する合意がなされていること及びそれを証する内容
- c 当該再建計画に上場廃止の原因となる事項が記載されているなど公益又は投資者保護の観点から適当でないと認められるものでないこと。

⑤事業活動の停止

甲が事業活動を停止した場合（甲及びその連結子会社の事業活動が停止されたと乙が認めた場合をいう）又はこれに準ずる状態になった場合。

なお、これに準ずる状態になった場合とは、次の a から c までに掲げる場合その他甲が事業活動を停止した場合に準ずる状態になった場合と乙が認めた場合をいうものとし、当該 a から c までに掲げる場合には当該 a から c までに掲げる日に同号に該当するものとして取り扱う。

- a 甲が、合併により解散する場合のうち、合併に際して甲の株主に対してその株券等に代わる財産の全部又は一部として次の(a)又は(b)に該当する株券等を交付する場合は、原則として、合併がその効力を生ずる日の 3 日前（休業日を除外する。）の日
 - (a) TOKYO PRO Market の上場株券等
 - (b) 上場株券等が、その発行者である甲の合併による解散により上場廃止となる場合 当該合併に係る新設会社若しくは存続会社又は存続会社の親会社（当該会社が発行者である株券等を当該合併に際して交付する場合に限る。）が上場申請を行い、速やかに上場される見込みのある株券等
- b 甲が、前 a に規定する合併以外の合併により解散する場合は、甲から当該合併に関する株主総会（普通出資者総会を含む。）の決議についての書面による報告を受けた日（当該合併について株主総会の決議による承認を要しない場合には、取締役会の決議（委員会設置会社にあつては、執行役の決定を含む。）についての書面による報告を受けた日）
- c 甲が、前 a 及び前 b に規定する事由以外の事由により解散する場合（③ b の規定の適用を受け

る場合を除く。)は、甲から当該解散の原因となる事由が発生した旨の書面による報告を受けた日。

⑥不適当な合併等

甲が非上場会社の吸収合併又はこれに類する行為（i 非上場会社を完全子会社とする株式交換、ii 会社分割による非上場会社からの事業の承継、iii 非上場会社からの事業の譲受け、iv 会社分割による他の者への事業の承継、v 他の者への事業の譲渡、vi 非上場会社との業務上の提携、vii 第三者割当による株式若しくは優先出資の割当て、viii その他非上場会社の吸収合併又はこれら i から vii までと同等の効果をもたらすと認められる行為）を行った場合で、当該上場会社が実質的な存続会社でないと乙が認めた場合。

⑦支配株主との取引の健全性の毀損

第三者割当により支配株主が異動した場合（当該割当により支配株主が異動した場合及び当該割当により交付された募集株式等の転換又は行使により支配株主が異動する見込みがある場合）において、支配株主との取引に関する健全性が著しく毀損されていると乙が認めるとき

⑧有価証券報告書又は四半期報告書ならびに発行者情報等の提出遅延

甲が提出の義務を有する有価証券報告書又は四半期報告書ならびに発行者情報等につき、法令及び上場規程等に定める期間内に提出しなかった場合で、乙がその遅延理由が適切でないと判断した場合

⑨虚偽記載又は不適正意見等

次の a 又は b に該当する場合

a 甲が開示書類等に虚偽記載を行い、かつ、その影響が重大であると乙が認める場合

b 甲の財務諸表等に添付される監査報告書等において、公認会計士等によって、監査報告書については「不適正意見」又は「意見の表明をしない」旨（天災地変等、甲の責めに帰すべからざる事由によるものである場合を除く。）が記載され、かつ、その影響が重大であると乙が認める場合

⑩法令違反及び上場規程違反等

甲が重大な法令違反又は上場規程に関する重大な違反を行った場合。

⑪株式事務代行機関への委託

甲が株式事務を株式会社東京証券取引所の承認する株式事務代行機関に委託しないこととなった場合又は委託しないこととなることが確実となった場合。

⑫株式の譲渡制限

甲が当該銘柄に係る株式の譲渡につき制限を行うこととした場合。

⑬完全子会社化

甲が株式交換又は株式移転により他の会社の完全子会社となる場合。

⑭指定振替機関における取扱い

甲が指定振替機関の振替業における取扱いの対象とならないこととなった場合。

⑮株主の権利の不当な制限

株主の権利内容及びその行使が不当に制限されているとして、甲が次の a から g までのいずれかに掲げる行為を行っていると乙が認めた場合でかつ株主及び投資者の利益を侵害するおそれ大きいと乙が認める場合、その他株主の権利内容及びその行使が不当に制限されていると乙が認めた場合。

a 買収者以外の株主であることを行使又は割当ての条件とする新株予約権を株主割当て等の形で発行する買収防衛策（以下「ライツプラン」という。）のうち、行使価額が株式の時価より著しく低い新株予約権を導入時点の株主等に対し割り当てしておくものの導入（実質的に買収防衛策の発動の時点の株主に割り当てるために、導入時点において暫定的に特定の者に割り当てておく場合を除く。）

- b ライツプランのうち、株主総会で取締役の過半数の交代が決議された場合においても、なお廃止又は不発動とすることができないものの導入
- c 拒否権付種類株式のうち、取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされたものの発行に係る決議又は決定（持株会社である甲の主要な事業を行なっている子会社が拒否権付種類株式又は取締役選任権付種類株式を甲以外の者を割当先として発行する場合において、当該種類株式の発行が甲に対する買収の実現を困難にする方策であると乙が認めるときは、甲が重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされた拒否権付種類株式を発行するものとして取り扱う。）。
- d 上場株券等について、株主総会において議決権を行使することができる事項のうち取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について制限のある種類の株式への変更に係る決議又は決定。
- e 上場株券等より議決権の多い株式（取締役の選解任その他の重要な事項について株主総会において一個の議決権を行使することができる数の株式に係る剰余金の配当請求権その他の経済的利益を受ける権利の価額等が上場株券等より低い株式をいう。）の発行に係る決議又は決定。
- f 議決権の比率が 300%を超える第三者割当に係る決議又は決定。ただし、株主及び投資者の利益を侵害するおそれが少ないと乙が認める場合は、この限りでない。
- g 株主総会における議決権を失う株主が生じることとなる株式併合その他同等の効果をもたらす行為に係る決議又は決定。

⑩全部取得

甲が当該銘柄に係る株式の全部を取得する場合。

⑪反社会的勢力の関与

甲が反社会的勢力の関与を受けている事実が判明した場合において、その実態が TOKYO PRO Market に対する株主及び投資者の信頼を著しく毀損したと乙が認めるとき。

⑫その他

前各号のほか、公益又は投資者保護のため、乙もしくは株式会社東京証券取引所が当該銘柄の上場廃止を適当と認めた場合。

<J-Adviser 契約解除に係る事前催告に関する事項>

1. いずれかの当事者が、本契約に基づく義務の履行を怠り、又は、その他本契約違反を犯した場合、相手方は、相当の期間（特段の事情のない限り 1 ヶ月とする。）を定めてその違反の是正又は義務の履行を書面で催告し、その催告期間内にその違反の是正又は義務の履行がなされなかったときは本契約を解除することができる。
2. 前項の定めにかかわらず、甲及び乙は、合意により本契約期間中いつでも本契約を解除することができる。また、いずれかの当事者から相手方に対し、1 ヶ月前に書面で通知することにより本契約を解除することができる。
3. 契約解除する場合、特段の事情のない限り乙は、あらかじめ本契約を解除する旨を株式会社東京証券取引所に通知しなければならない。

5 【経営上の重要な契約等】

該当事項はございません。

6 【研究開発活動】

該当事項はございません。

7 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中における将来に関する事項は、本発行者情報公表日現在において判断したものであります。

(1) 重要な会計方針及び見積り

当社グループの連結財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。この連結財務諸表の作成にあたって、経営者による会計方針の選択・適用、資産・負債及び収益・費用の報告金額及び開示に影響を与える見積りを必要としております。経営者は、これらの見積りについて、過去の実績等を勘案し合理的に判断しておりますが、実際の結果は、見積りによる不確実性のため、これらの見積りと異なる場合があります。

(2) 財政状態の分析

(流動資産)

当連結会計年度末における流動資産の残高は 637,593 千円で、前連結会計年度末に比べ 54,634 千円増加しております。現金及び預金の増加 33,366 千円、受取手形及び売掛金の増加 40,871 千円、商品及び製品の減少 24,528 千円が主な変動要因であります。

(固定資産)

当連結会計年度末における固定資産の残高は 90,228 千円で、前連結会計年度末に比べ 7,789 千円増加しております。投資有価証券の減少 20,015 千円、敷金及び差入保証金の増加 8,984 千円、繰延税金資産の増加 16,218 千円が主な変動要因であります。

(流動負債)

当連結会計年度末における流動負債の残高は 406,349 千円で、前連結会計年度末に比べ 2,008 千円増加しております。未払金の増加 21,014 千円、短期借入金の減少 30,000 千円、未払法人税等の増加 27,307 千円、前受金の減少 17,407 千円が主な変動要因であります。

(固定負債)

当連結会計年度末における固定負債の残高は 200,757 千円で、前連結会計年度末に比べ 2,947 千円減少しております。長期借入金の減少 7,867 千円、資産除去債務の増加 4,101 千円が主な変動要因であります。

(純資産)

当連結会計年度末における純資産の残高は 120,715 千円で、前連結会計年度末に比べ 63,363 千円増加しております。当連結会計年度における親会社株主に帰属する当期純利益の計上による利益剰余金の増加 64,783 千円が主な変動要因であります。

なお、「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」（企業会計基準第 28 号 平成 30 年 2 月 16 日）等を当連結会計年度の期首から適用しており、財政状態については遡及処理後の前連結会計年度末の数値で比較を行っております。

(3) 経営成績の分析

(売上高)

当連結会計年度における売上高は 2,327,922 千円（前年同期比 52.4%増）となりました。売上高が増加した主な要因は、オートオークションへの出品車両の増加であります。

(売上総利益)

当連結会計年度における売上総利益は 612,182 千円（前年同期比 54.4%増）となりました。売上総利益が増加した主な要因は、前述の売上高が増加した主な要因と同様であります。

(販売費及び一般管理費)

当連結会計年度における販売費及び一般管理費は 476,274 千円（前年同期比 35.5%増）となりました。主な要因は、人員の増加に伴う人件費の増加、取引規模拡大に伴う広告宣伝費及び運賃等の販売費の増加によるものであります。

(営業利益)

売上高及び売上総利益の増加により、当連結会計年度における営業利益は 135,908 千円（前年同期比 201.6%増）となりました。

(経常利益)

営業利益の増加による影響から、当連結会計年度における経常利益は 125,927 千円（前年同期比 223.8%増）となりました。

(親会社株主に帰属する当期純利益)

税金等調整前当期純利益は 97,275 千円（前年同期比 179.1%増）となり、当連結会計年度における親会社株主に帰属する当期純利益は 64,783 千円（前年同期比 139.1%増）となりました。

(4) キャッシュ・フローの分析

当連結会計年度におけるキャッシュ・フローの概況については、「1 【業績等の概要】 (2) キャッシュ・フローの状況」に記載のとおりであります。

(5) 運転資本

上場予定日（令和2年5月20日）から12ヵ月間の運転資本は、自己資金及び借入による資金調達が可能であることから十分であると認識しております。

(6) 経営者の問題意識

3 【対処すべき課題】に記載しております。

(7) 継続企業の前提に関する重要事象等の対応策

損益状況や資金繰りに関して、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況は存在していません。

第4【設備の状況】

1【設備投資等の概要】

当連結会計年度において該当事項はございません。

2【主要な設備の状況】

(発行者)

令和元年10月31日現在

事業所 (所在地)	設備の内容	帳簿価額(千円)			従業員数 (人)	年間賃借料 (千円)
		建物	工具、器具及 び備品	合計		
本社 (横浜市青葉区)	本社事務所	10,660	1,862	12,522	15	4,916

(注) 1. 上記金額には消費税等は含まれておりません。

2. 本社は令和元年5月中に同地域内で移転しておりますため、年間賃借料は移転前及び移転後の事務所の賃借料の合計額を表示しております。

3. 当社グループは単一セグメントであるため、セグメントごとに記載しておりません。

(国内子会社)

令和元年10月31日現在

会社名	事業所 (所在地)	設備の内容	帳簿価額(千円)				従業員数 (人)
			建物	機械装置	工具、器具 及び備品	合計	
株式会社カレント テックセンター	本社工場 (川崎市 宮前区)	工場	2,346	216	166	2,729	5

(注) 1. 上記金額には消費税等は含まれておりません。

2. 当社グループは単一セグメントであるため、セグメントごとに記載しておりません。

(在外子会社)

主要な設備はございません。

3【設備の新設、除却等の計画】

(1) 重要な設備の新設等

該当事項はございません。

(2) 重要な設備の除却等

該当事項はございません。

第5【発行者の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

記名・無記名の別、額面・無額面の別及び種類	発行可能株式総数(株)	未発行株式数(株)	連結会計年度末現在発行数(株) (令和元年10月31日)	公表日現在発行数(株) (令和2年4月17日)	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	2,400,000	1,800,000	200	600,000	非上場	単元株式数 100株
計	2,400,000	1,800,000	200	600,000	—	—

(注) 1. 当社は、令和2年2月27日付で普通株式1株につき3,000株の割合で株式分割を行っており、発行済株式総数は同日より599,800株増加し、600,000株となっております。

2. 当社は、令和2年2月27日付で定款を変更しており、発行可能株式総数は同日より2,399,200株増加し、2,400,000株となっております。

3. 令和2年1月24日の株主総会決議に基づき、1単元を100株とする単元株制度を採用しております。

(2)【新株予約権等の状況】

該当事項はございません。

(3)【MSCB等の行使状況等】

該当事項はございません。

(4)【ライツプランの内容】

該当事項はございません。

(5)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数増減数(株)	発行済株式総残高(株)	資本金増減額(百万円)	資本金残高(百万円)	資本準備金増減額(百万円)	資本準備金残高(百万円)
令和2年2月27日	599,800	600,000	—	10	—	—

(注) 当社は、令和2年2月27日付で普通株式1株につき3,000株の割合で株式分割を行っております。

(6) 【所有者別状況】

令和2年3月31日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数100株)								単元未 満株式の 状況 (株)
	政府及び 地方公共 団体	金融機 関	金融商 品 取引業 者	その他 の 法人	外国法人等		個人 その他	計	
					個人以 外	個人			
株主数(人)	—	—	—	1	—	—	6	7	—
所有株式数 (単元)	—	—	—	2,400	—	—	3,600	6,000	—
所有株式数 の割合(%)	—	—	—	40	—	—	60	100	—

(7) 【大株主の状況】

「第三部【株式公開情報】 第3【株主の状況】」に記載のとおりであります。

(8) 【議決権の状況】

①発行済株式

令和2年3月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	—	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 600,000	6,000	権利内容に何ら限定のない、当社における標準となる株式であり、単元株式数は100株であります。
単元未満株式	—	—	—
発行済株式総数	600,000	—	—
総株主の議決権	—	6,000	—

②自己株式等

該当事項はございません。

(9) 【ストックオプション制度の内容】

該当事項はございません。

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】

該当事項はございません。

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はございません。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はございません。

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

該当事項はございません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

該当事項はございません。

3 【配当政策】

当社では株主に対する利益還元を経営上の重要政策として認識し、業績の状況、取り巻く環境及び中長期を展望した財務体質を勘案し、継続的かつ安定的に実施することを基本方針としております。

当社は、中間配当と期末配当の年2回の剰余金の配当を行うことを基本方針としております。これらの剰余金の配当の決定機関は、期末配当については株主総会、中間配当については取締役会であります。

なお、当事業年度の配当につきましては、内部留保資金の確保のため実施しておりません。内部留保資金につきましては、企業体質の強化、将来の事業展開のための資金等に充当してまいります。

今後の配当につきましては、財政状態、経営成績及び今後の事業計画を勘案し内部留保とのバランスを図りながらその実施を検討する所存であります。

なお、当社は取締役会の決議によって、毎年4月30日を基準日として、中間配当をすることができる旨定款に定めております。

4 【株価の推移】

当社株式は非上場であるため、該当事項はございません。

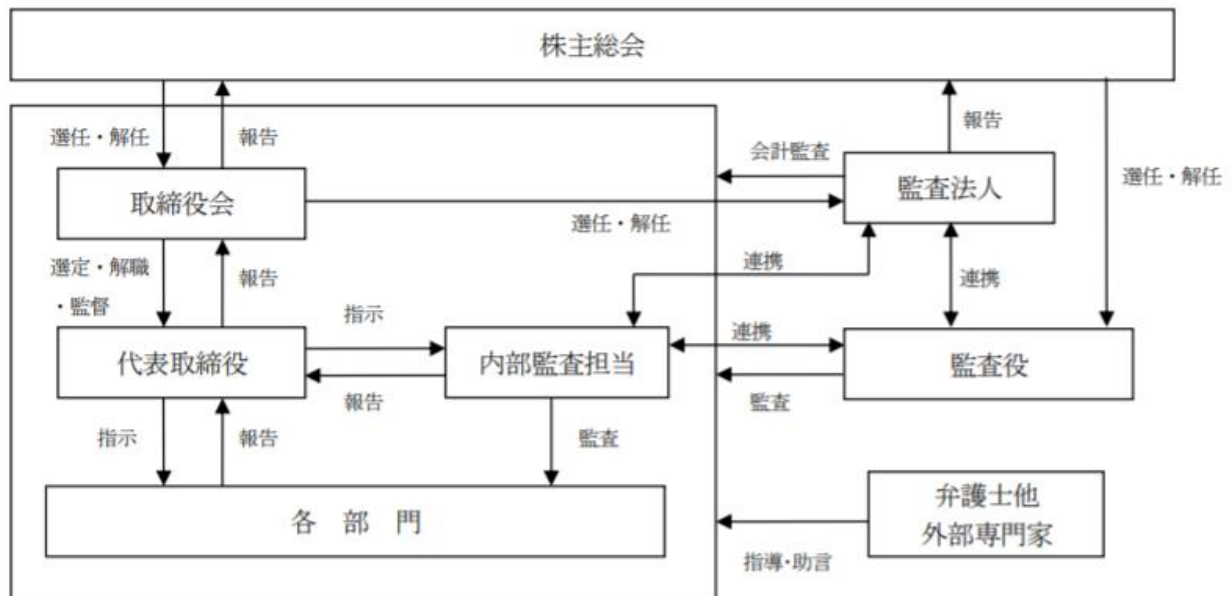
5【役員 の 状 況】

男性 4 名 女性 1 名 (役員のうち女性の比率—%)

役名	職名	氏名	生年月日	略歴		任期	報酬	所有株式数(株)
代表取締役	社長	江頭 大介	昭和 51 年 2 月 6 日	平成 6 年 4 月 平成 12 年 5 月 平成 12 年 12 月 平成 18 年 12 月 平成 26 年 5 月 平成 28 年 12 月	東京電力株式会社 (現東京電力ホールディングス株式会社) 入社 ガレージカレント (現当社) 創業 有限会社ガレージカレント (現当社) 代表取締役社長就任 (現任) 株式会社カレントテックセンター 代表取締役社長就任 (現任) Current Europe GmbH President&CEO 就任 (現任) ICIN 株式会社 代表取締役社長就任 (現任)	(注) 1	(注) 3	240,000
専務取締役	—	竹下 智彦	昭和 52 年 11 月 11 日	平成 13 年 4 月 平成 15 年 5 月 平成 24 年 11 月	いすゞ自動車株式会社 入社 有限会社ガレージカレント (現当社) 入社 当社専務取締役就任 (現任)	(注) 1	(注) 3	60,000
取締役	—	渡辺 一世	昭和 57 年 1 月 10 日	平成 16 年 11 月 平成 20 年 3 月 平成 21 年 5 月 平成 24 年 2 月 平成 27 年 4 月 平成 27 年 8 月	GMO インターネット株式会社 入社 GMO マーケティング株式会社 入社 株式会社いえらぶ GROUP 入社 株式会社 J・Grip 入社 株式会社エスティール 取締役就任 当社取締役就任 (現任)	(注) 1	(注) 3	30,000
監査役	—	都築 哲平	昭和 63 年 12 月 22 日	平成 24 年 4 月 平成 26 年 9 月 平成 30 年 1 月 平成 30 年 8 月 令和元年 8 月	ヤマハ株式会社 入社 アクアフェリクス株式会社/アクア会計事務所 入社 都築コンサルティング事務所設立 代表 当社社外監査役就任 (現任) 合同会社むさしのビズサポート 代表社員 (現任)	(注) 2	(注) 3	6,000
計								336,000

- (注) 1. 取締役の任期は、令和 2 年 1 月 24 日開催の令和元年 10 月期に係る定時株主総会終結の時から令和 3 年 10 月期に係る定時株主総会終結の時までであります。
2. 監査役の任期は、令和 2 年 1 月 24 日開催の令和元年 10 月期に係る定時株主総会終結の時から令和 5 年 10 月期に係る定時株主総会終結の時までであります。
3. 令和元年 10 月期における役員報酬の総額は 47,400 千円を支給しております。

6 【コーポレート・ガバナンスの状況等】



(1) 【コーポレート・ガバナンスの状況】

1 コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は及び当社グループは、株主の皆様やお客をはじめとするステークホルダーから信頼される企業であり続けるとともに、持続的な企業価値の向上を目指しております。そのため経営環境の変化に的確に対処し、迅速な意思決定を行うための組織体制の整備や経営の執行及び監督機能の充実を図り、適切な情報の開示と説明責任の遂行に努めることにより、経営の公正性・透明性を確保し、コーポレート・ガバナンスの充実に努めてまいります。

2 会社の機関の内容

イ. 取締役会

当社の取締役会は、3名の取締役で構成されております。

取締役会は、法令、定款及び株主総会決議に基づき、決裁権限規程、取締役会規程その他の当社諸規程等の会社運営の基礎となる諸基準を整備し、取締役の職務執行の適正性及び効率性を確保しております。なお、定例取締役会が毎月1回、その他必要に応じて臨時取締役会が開催され、経営に関する重要事項を決定しております。

取締役は、会社の業務執行状況を取締役会に報告するものとしており、これをもとに、取締役会は取締役の職務執行を監督しております。

ロ. 監査役

当社は監査役制度を採用しており、1名で構成されております。

監査役は、監査役規程に基づき、取締役の業務執行状況を適正に監査しております。また、監査役は取締役会に出席し、取締役の職務の執行状況を監視するとともに、適宜必要な意見を述べております。

ハ. 会計監査

当社は、監査法人コスモスと監査契約を締結し、独立した立場から「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第110条第5項の規定に基づき監査を受けております。なお令和元年10月期において監査を執行した公認会計士は新開智之氏、小室豊和氏の2名であ

り、いずれも継続監査年数は7年以内であります。また当該監査業務にかかる補助者は公認会計士4名その他1名であります。

なお当社グループと監査に従事する公認会計士及びその補助者との間には特別の利害関係はありません。

3 内部統制システムの整備の状況

当社グループは、職務権限規程の遵守により、業務を合理的に分担することで、特定の組織並びに特定の担当者に業務や権限が集中することを回避し、内部牽制機能が適切に働くよう努めております。

4 内部監査及び監査役の状況

当社グループの内部監査は、P&A ユニットが主管部署として、業務を監査しております。なおP&A ユニットの監査は、取締役会の指定する部署が実施しており、相互に牽制する体制をとっております。各部の監査結果並びに改善点につきましては、内部監査担当者より、社長に対し報告書並びに改善要望書を提出する体制をとっております。

また、監査役は、内部監査担当者より監査実施状況について随時報告を受けるとともに代表取締役及び監査法人と定期的に意見交換を行い、取締役会出席以外の場においても課題・改善事項について情報共有し、監査役監査の実効性を高めることとしております。

5 リスク管理体制の整備の状況

当社グループのリスク管理体制は、リスク管理の主管部署としてP&A ユニットが情報の一元化を行っております。また、当社グループは企業経営及び日常の業務に関して、必要に応じて弁護士等の複数の専門家から経営判断上の参考とするためのアドバイスを受ける体制をとっております。

6 社外取締役及び社外監査役の状況

当社グループは社外監査役1名を選任しております。社外監査役は、経営に対する監視、監督機能を担っております。社外監査役都築哲平氏は、当社の株式を保有しておりますが、同氏は当社グループとの間にはその他の人的関係、取引関係その他の利害関係はありません。

当社は、社外取締役の重要性については認識しておりますが、当社の経営規模・体制を総合的に勘案すると、ガバナンスは適正に構築、運用されていることを踏まえ、社外取締役を設置していません。当社といたしましては、今後、経営における社外取締役の役割について、十分な議論と検証を重ね、設置の必要性があると判断する場合には、具体的な検討を行ってまいりたいと考えております。

なお、当社は、社外取締役または社外監査役の独立性に関する基準または方針について特段の定めはありませんが、選任に際しては、客観的、中立の経営監視機能が十分に発揮されるよう、取引関係等を考慮した上で、選任を行っております。

7 支配株主との取引を行う際における少数株主保護の方策に関する指針

支配株主との取引が発生する場合には、当該取引条件を一般の取引条件と同等の条件に照らし合わせて決定し、かつ、公正で適切な取引関係の維持に努めることにより、少数株主の利益を害することのないように対応いたします。関連当事者取引については、取引の際に取締役会の承認を必要といたします。このような運用を行うことで、関連当事者取引を取締役会において適時把握し、少数株主の利益を損なう取引を排除する体制を構築しております。

8 役員報酬の内容

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)			対象となる 役員の員数 (人)
		基本報酬	賞与	ストック オプション	
取締役	43,350	40,200	3,150	—	3
監査役	4,050	3,000	1,050	—	1
合計	47,400	43,200	4,200	—	—

9 取締役及び監査役の定数

当社グループの取締役は5名以内、監査役は2名以内とする旨を定款で定めております。

10 取締役の選任決議要件

当社グループは、取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨及び累積投票によらないものとする旨を定款で定めております。

11 株主総会の特別決議要件

当社グループは、株主総会の円滑な運営を行うため、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の2分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款に定めております。

12 自己の株式の取得

当社グループは、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議をもって、自己の株式を取得することができる旨を定款に定めております。これは、経営環境の変化に対応した機動的な資本政策の遂行を可能とするため、市場取引等により自己の株式を取得することを目的とするものであります。

13 中間配当に関する事項

当社グループは、株主への機動的な利益還元を可能とするため、会社法第454条第5項の定めに基づき、取締役会の決議により中間配当をすることができる旨を定款に定めております。

14 取締役及び監査役の責任免除

当社は、取締役及び監査役が、その職務の遂行にあたり期待される役割を十分に発揮できる環境を整備するため、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）及び監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる旨を定款に定めております。

15 社外取締役及び社外監査役との責任限定契約の内容の概要

当社グループは、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を社外監査役と締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める最低限度額としております。なお、当該当該責任限定契約が認められるのは、当該社外取締役または社外監査役が責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限られます。

16 株式の保有状況

該当事項はございません。

(2) 【監査報酬の内容等】

① 【監査法人に対する報酬の内容】

区分	最近連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬 (千円)	非監査業務に基づく報酬 (千円)
発行者	7,800	—
連結子会社	—	—
合計	7,800	—

② 【その他重要な報酬の内容】

(最近連結会計年度)

該当事項はございません。

③ 【監査法人の発行者に対する非監査業務の内容】

(最近連結会計年度)

該当事項はございません。

④ 【監査報酬の決定方針】

当社グループの事業規模等を勘案し、社外監査役との協議の上、監査報酬額を決定しております。

第6【経理の状況】

1 連結財務諸表の作成方法について

- (1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和51年大蔵省令第28号)に基づいて作成しております。
- (2) 当社の連結財務諸表は、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第110条第6項で認められた会計基準のうち、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しております。

2 監査証明について

当社は、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第110条第5項の規定に基づき、当連結会計年度(平成30年11月1日から令和元年10月31日まで)の連結財務諸表について、監査法人コスモスにより監査を受けております。

1 【連結財務諸表等】

(1) 【連結財務諸表】

① 【連結貸借対照表】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (平成 30 年 10 月 31 日)	当連結会計年度 (令和元年 10 月 31 日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	313,835	347,201
受取手形及び売掛金	55,430	96,301
商品及び製品	193,457	168,929
仕掛品	12,217	8,996
原材料及び貯蔵品	342	216
その他	7,914	16,290
貸倒引当金	△238	△342
流動資産合計	582,958	637,593
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物（純額）	11,616	17,507
機械装置及び運搬具（純額）	1,111	3,388
工具、器具及び備品（純額）	2,427	3,229
有形固定資産合計	※1 15,155	※1 24,125
無形固定資産		
のれん	22,265	16,653
リース資産	2,658	531
ソフトウェア	102	1,609
無形固定資産合計	25,026	18,794
投資その他の資産		
投資有価証券	※2 26,140	※2 6,124
繰延税金資産	4,101	20,320
敷金及び差入保証金	6,947	15,932
その他	5,066	4,931
投資その他の資産合計	42,256	47,308
固定資産合計	82,439	90,228
資産合計	665,398	727,822

(単位：千円)

	前連結会計年度 (平成30年10月31日)	当連結会計年度 (令和元年10月31日)
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	29,536	27,424
短期借入金	230,000	200,000
1年内返済予定の長期借入金	48,739	39,041
リース債務	2,126	531
未払法人税等	15,206	42,513
製品保証引当金	675	514
賞与引当金	3,513	3,698
役員賞与引当金	—	800
未払金	31,229	52,243
未払費用	6,622	10,166
未払消費税等	11,265	22,057
前受金	22,529	5,121
その他	2,895	2,237
流動負債合計	404,341	406,349
固定負債		
長期借入金	198,812	190,945
リース債務	531	—
退職給付に係る負債	457	882
資産除去債務	3,208	7,310
その他	695	1,620
固定負債合計	203,704	200,757
負債合計	608,046	607,106
純資産の部		
株主資本		
資本金	10,000	10,000
利益剰余金	37,176	101,959
株主資本合計	47,176	111,959
その他の包括利益累計額		
為替換算調整勘定	△582	△427
その他の包括利益累計額合計	△582	△427
非支配株主持分	10,758	9,183
純資産合計	57,352	120,715
負債純資産合計	665,398	727,822

②【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】

【連結損益計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度		当連結会計年度	
	(自 平成 29 年 11 月 1 日 至 平成 30 年 10 月 31 日)	(自 平成 30 年 11 月 1 日 至 令和元年 10 月 31 日)	(自 平成 30 年 11 月 1 日 至 令和元年 10 月 31 日)	(自 平成 30 年 11 月 1 日 至 令和元年 10 月 31 日)
売上高		1,527,450		2,327,922
売上原価	※1	1,130,944	※1	1,715,739
売上総利益		396,506		612,182
販売費及び一般管理費	※2	351,449	※2	476,274
営業利益		45,056		135,908
営業外収益				
受取利息		1		1
受取配当金		0		0
雑収入		1,283		2,896
営業外収益合計		1,285		2,898
営業外費用				
支払利息		5,723		7,075
支払補償費		—		1,502
保証料償却費		779		859
為替差損		405		2,350
その他		539		1,092
営業外費用合計		7,447		12,878
経常利益		38,894		125,927
特別損失				
投資有価証券評価損		—		19,495
固定資産処分損		—	※3	3,357
商品評価損		4,039		5,799
特別損失合計		4,039		28,652
税金等調整前当期純利益		34,854		97,275
法人税、住民税及び事業税		15,386		50,285
法人税等調整額		△3,451		△16,218
法人税等合計		11,935		34,067
当期純利益		22,919		63,207
非支配株主に帰属する当期純損失(△)		△4,178		△1,575
親会社株主に帰属する当期純利益		27,097		64,783

【連結包括利益計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度		当連結会計年度	
	(自 平成 29 年 11 月 1 日 至 平成 30 年 10 月 31 日)		(自 平成 30 年 11 月 1 日 至 令和元年 10 月 31 日)	
当期純利益		22,919		63,207
その他の包括利益				
為替換算調整勘定		238		155
その他の包括利益合計		※ 238		※ 155
包括利益		23,158		63,363
(内訳)				
親会社株主に係る包括利益		27,336		64,938
非支配株主に係る包括利益		△4,178		△1,575

③【連結株主資本等変動計算書】

前連結会計年度（自 平成 29 年 11 月 1 日 至 平成 30 年 10 月 31 日）

（単位：千円）

	株主資本			その他の包括利益累計額		非支配株主持分	純資産合計
	資本金	利益剰余金	株主資本合計	為替換算調整勘定	その他の包括利益累計額合計		
当期首残高	10,000	10,078	20,078	△821	△821	14,937	34,194
当期変動額							
親会社株主に帰属する当期純利益		27,097	27,097				27,097
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）				238	238	△4,178	△3,940
当期変動額合計	—	27,097	27,097	238	238	△4,178	23,158
当期末残高	10,000	37,176	47,176	△582	△582	10,758	57,352

当連結会計年度（自 平成 30 年 11 月 1 日 至 令和元年 10 月 31 日）

（単位：千円）

	株主資本			その他の包括利益累計額		非支配株主持分	純資産合計
	資本金	利益剰余金	株主資本合計	為替換算調整勘定	その他の包括利益累計額合計		
当期首残高	10,000	37,176	47,176	△582	△582	10,758	57,352
当期変動額							
親会社株主に帰属する当期純利益		64,783	64,783				64,783
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）				155	155	△1,575	△1,420
当期変動額合計	—	64,783	64,783	155	155	△1,575	63,363
当期末残高	10,000	101,959	111,959	△427	△427	9,183	120,715

④【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度		当連結会計年度	
	(自	平成 29 年 11 月 1 日	(自	平成 30 年 11 月 1 日
	至	平成 30 年 10 月 31 日)	至	令和元年 10 月 31 日)
営業活動によるキャッシュ・フロー				
税金等調整前当期純利益		34,854		97,275
減価償却費		7,058		3,892
のれん償却額		5,612		5,612
投資有価証券評価損		—		19,495
商品評価損		4,039		5,799
固定資産処分損		—		3,357
貸倒引当金の増減額 (△は減少)		△238		△103
賞与引当金の増減額 (△は減少)		1,362		184
退職給付に係る負債の増減額 (△は減少)		457		425
受取利息及び受取配当金		△2		△2
支払利息		5,723		7,075
為替差損益 (△は減少)		477		1,735
売上債権の増減額 (△は増加)		△42,003		△43,951
たな卸資産の増減額 (△は増加)		△49,222		22,074
仕入債務の増減額 (△は減少)		15,555		△2,112
未払消費税等の増減額 (△は減少)		7,144		10,791
その他		9,438		4,098
小計		257		135,647
利息及び配当金の受取額		2		1
利息の支払額		△5,664		△7,075
法人税等の支払額		△450		△22,978
営業活動によるキャッシュ・フロー		△5,854		105,595
投資活動によるキャッシュ・フロー				
有形固定資産の取得による支出		△27,211		△14,899
敷金保証金の差入による支出		△450		△9,952
敷金保証金の回収による収入		252		968
その他		△476		1,199
投資活動によるキャッシュ・フロー		△27,887		△22,683
財務活動によるキャッシュ・フロー				
短期借入金の返済による支出		△5		△30,000
長期借入れによる収入		209,339		100,000
長期借入金の返済による支出		△152,270		△117,565
リース債務の返済による支出		△2,126		△2,126
財務活動によるキャッシュ・フロー		54,936		△49,691
現金及び現金同等物の係る換算差額		238		145
現金及び現金同等物の増加額 (△は減少)		21,432		33,366
現金及び現金同等物の期首残高		292,402		313,835
現金及び現金同等物の期末残高	※ 1	313,835	※ 1	347,201

【注記事項】

(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

1. 連結の範囲に関する事項

すべての子会社を連結しております。

連結子会社の数

3社

連結子会社の名称

株式会社カレントテックセンター

Current Europe GmbH

ICIN 株式会社

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法を適用していない関連会社の名称

Fairview International Trading, LLC

(2) 持分法を適用していない理由

持分法を適用していない関連会社は、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等から見て、持分法の対象から除いても連結財務諸表に及ぼす影響が軽微であり重要性が乏しいため、持分法の適用範囲から除外しております。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、ICIN 株式会社の決算日は3月31日であります。連結財務諸表の作成にあたっては、連結決算日現在で実施した仮決算に基づく財務諸表を使用しております。その他の連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

(イ) その他有価証券

時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

② たな卸資産

(イ) 商品及び製品、仕掛品

個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

(ロ) 原材料及び貯蔵品

主として総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

(イ) 当社及び国内連結子会社

定率法を採用しております。ただし、平成28年3月31日以前に取得した建物（建物附属設備は除く）、及び平成28年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を含む）及び構築物は定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりです。

建物及び構築物	6～30年
機械装置及び運搬具	2～13年
工具、器具及び備品	3～13年

(ロ) 在外子会社

定額法を採用しております。

② 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内利用可能期間（5年）に基づいております。

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

④ 長期前払費用

均等償却によっております。

(3) 重要な引当金の計上方法

① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については合理的に見積もった貸倒率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② 製品保証引当金

製品のアフターサービス費用の支出に備えるため、過去の実績に基づき将来の支出見込額を計上しております。

③ 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

④ 役員賞与引当金

役員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

(4) 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

(5) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社等の資産及び負債は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めて計上しております。

(6) のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、その効果が発現すると見積もられる期間で均等に償却しております。

(7) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、要求払預金及び取得日から3ヵ月以内に満期日の到来する流動性の高い、容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない短期的な投資からなっております。

(8) その他連結財務諸表作成のための重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(未適用の会計基準等)

- ・「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第 29 号 平成 30 年 3 月 30 日 企業会計基準委員会)
- ・「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第 30 号 平成 30 年 3 月 30 日 企業会計基準委員会)

1. 概要

収益認識に関する包括的な会計基準です。収益は、次の 5 ステップを適用し認識されます。

ステップ 1：顧客との契約を識別する。

ステップ 2：契約における履行義務を識別する。

ステップ 3：取引価格を算定する。

ステップ 4：契約における履行義務に取引価格を配分する。

ステップ 5：履行義務を充足した時にまたは充足するに伴って認識する。

2. 適用予定日

令和 4 年 10 月期の期首より適用予定です。

3. 当該会計基準等の適用による影響

「収益認識に関する会計基準」等の適用による連結財務諸表に与える影響額については、当発行者情報公表日時点において評価中です。

(表示方法の変更)

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第 28 号 平成 30 年 2 月 16 日)を当連結会計年度の期首から適用し、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示する方法に変更するとともに、税効果会計関係注記を変更しております。

この結果、前連結会計年度の連結貸借対照表において、「流動資産」の「繰延税金資産」は「投資その他の資産」の「繰延税金資産」に含めた上で、同一納税主体の繰延税金資産と繰延税金負債を相殺表示しております。

また、税効果会計関係注記において、「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」第 3 項から第 5 項に定める「税効果会計に係る会計基準」注解(注 8)(評価性引当額の合計額を除く。)及び同注解(注 9)に記載された内容を追加しております。ただし、当該内容のうち、前連結会計年度に係る内容については、「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」第 7 項に定める経過的な取扱いに従って記載しておりません。

(連結貸借対照表関係)

※1 有形固定資産の減価償却累計額

	前連結会計年度 (平成30年10月31日)	当連結会計年度 (令和元年10月31日)
有形固定資産の減価償却累計額	53,898千円	56,809千円

※2 関連会社に対する投資有価証券

関連会社に対する投資有価証券は、次の通りです。

	前連結会計年度 (平成30年10月31日)	当連結会計年度 (令和元年10月31日)
投資有価証券(株式)	5,480千円	5,480千円

(連結損益計算書関係)

※1 期末たな卸高は収益性の低下による簿価切下後の金額であり、次のたな卸資産評価損が売上原価に含まれております。

	前連結会計年度 (自平成29年11月1日 至平成30年10月31日)	当連結会計年度 (自平成30年11月1日 至令和元年10月31日)
売上原価	1,908千円	1,461千円

※2 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自平成29年11月1日 至平成30年10月31日)	当連結会計年度 (自平成30年11月1日 至令和元年10月31日)
役員報酬	37,870千円	47,460千円
給料手当	81,887	98,683
賞与引当金繰入額	3,513	3,218
役員賞与引当金繰入額	—	800
広告宣伝費	30,556	50,514
貸倒引当金繰入額	238	103
退職給付費用	305	577
のれん償却額	5,612	5,612

※3 固定資産処分損の内容は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自平成29年11月1日 至平成30年10月31日)	当連結会計年度 (自平成30年11月1日 至令和元年10月31日)
建物	—千円	3,357千円

(連結包括利益計算書関係)

※ その他の包括利益に係る組替調整額及び税効果額

	前連結会計年度 (自 平成 29 年 11 月 1 日 至 平成 30 年 10 月 31 日)	当連結会計年度 (自 平成 30 年 11 月 1 日 至 令和元年 10 月 31 日)
為替換算調整勘定：		
当期発生額	238 千円	155 千円
その他の包括利益合計	238	155

(連結株主資本等変動計算書関係)

前連結会計年度 (自 平成 29 年 11 月 1 日 至 平成 30 年 10 月 31 日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当連結会計年度 期首株式数(株)	当連結会計年度 増加株式数(株)	当連結会計年度 減少株式数(株)	当連結会計年度末 株式数(株)
発行済株式				
普通株式	200	—	—	200
合計	200	—	—	200

2. 自己株式の種類及び株式数に関する事項

該当事項はございません。

3. 新株予約権等に関する事項

該当事項はございません。

4. 配当に関する事項

該当事項はございません。

当連結会計年度 (自 平成 30 年 11 月 1 日 至 令和元年 10 月 31 日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当連結会計年度 期首株式数(株)	当連結会計年度 増加株式数(株)	当連結会計年度 減少株式数(株)	当連結会計年度末 株式数(株)
発行済株式				
普通株式	200	—	—	200
合計	200	—	—	200

2. 自己株式の種類及び株式数に関する事項

該当事項はございません。

3. 新株予約権等に関する事項

該当事項はございません。

4. 配当に関する事項

該当事項はございません。

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

※ 1 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に記載されている科目の金額との関係は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 平成 29 年 11 月 1 日 至 平成 30 年 10 月 31 日)	当連結会計年度 (自 平成 30 年 11 月 1 日 至 令和元年 10 月 31 日)
現金及び預金勘定	313,835 千円	347,201 千円
現金及び現金同等物	313,835	347,201

2 重要な非資金取引の内容

	前連結会計年度 (自 平成 29 年 11 月 1 日 至 平成 30 年 10 月 31 日)	当連結会計年度 (自 平成 30 年 11 月 1 日 至 令和元年 10 月 31 日)
重要な資産除去債務の計上額	一千円	4,846 千円

(リース取引関係)

内容の重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については主に流動性の高い金融資産で運用し、また、資金調達については銀行等の金融機関からの借入及び新株発行による方針であります。また、デリバティブ取引に関しては行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は顧客の信用リスクに晒されております。

営業債務である買掛金等は、そのほとんどが3ヵ月以内の支払期日であります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

営業債権は売掛金等については、経常的に発生しており、担当者が、所定の手続きに従い、債権回収の状況を定期的にモニタリングを行い、支払遅延の早期把握や回収リスクの軽減を図っております。

特に金額等の重要性が高い取引については、取締役会において、取引実行の決定や回収状況の報告などを行います。

②市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

該当事項はございません。

③資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

買掛金及び未払金については月次単位での支払予定を把握するとともに、手元流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次の通りであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表に含めておりません（（注2）をご参照ください）。

前連結会計年度（平成30年10月31日）

	連結貸借対照表 計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1)現金及び預金	313,835	313,835	—
(2)受取手形及び売掛金	55,430	55,430	—
資産計	369,265	369,265	—
(1)支払手形及び買掛金	29,536	29,536	—
(2)未払金	31,229	31,229	—
(3)短期借入金	230,000	230,000	—
(4)長期借入金（1年内返済予定を含む）	197,551	192,892	△4,658
(5)リース債務（長期リース債務を含む）	2,658	2,685	27
負債計	490,975	486,343	△4,631

当連結会計年度（令和元年10月31日）

	連結貸借対照表 計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1)現金及び預金	347,201	347,201	—
(2)受取手形及び売掛金	96,301	96,301	—
資産計	443,503	443,503	—
(1)支払手形及び買掛金	27,424	27,424	—
(2)未払金	52,243	52,243	—
(3)短期借入金	200,000	200,000	—
(4)長期借入金（1年内返済予定を含む）	179,986	178,271	△1,714
(5)リース債務（長期リース債務を含む）	531	531	0
負債計	460,185	458,470	△1,714

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法

資産

(1) 現金及び預金、(2) 受取手形及び売掛金

短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

負債

(1) 買掛金、(2) 未払金、(3) 短期借入金

短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(4) 長期借入金（1年内返済予定を含む）、(5) リース債務（長期リース債務を含む）

長期借入金の時価については、固定金利によるものは、元利金の合計額を新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。長期借入金のうち変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また、当社の信用状態は実行後と大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっております。

2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の連結貸借対照表計上額

(単位：千円)

	前連結会計年度 (平成 30 年 10 月 31 日)	当連結会計年度 (令和元年 10 月 31 日)
投資有価証券		
非上場株式 ※1	26,140	6,124
敷金及び差入保証金 ※2	6,947	15,932
長期借入金 ※3	50,000	50,000

※1 これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるものであるため、記載していません。

※2 将来の償還予定時期が合理的に見込めない敷金及び保証金については、将来キャッシュ・フローを見積もることができず、時価を把握することが極めて困難と認められるものであるため、記載していません。

※3 長期借入金に含まれる「資本性ローン」は、会社の業績に基づいて返済条件が変動し、時価を把握することが極めて困難であると考えられるため、(4)長期借入金には含めていません。

3. 金銭債権の連結決算日後の償還予定額

前連結会計年度 (平成 30 年 10 月 31 日)

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
現金及び預金	313,835	—	—	—	—	—
受取手形及び売掛金	55,430	—	—	—	—	—
合計	369,265	—	—	—	—	—

当連結会計年度 (令和元年 10 月 31 日)

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
現金及び預金	347,201	—	—	—	—	—
受取手形及び売掛金	96,301	—	—	—	—	—
合計	443,503	—	—	—	—	—

4. 長期借入金、リース債務及びその他の有利子負債の連結決算日後の返済予定額

前連結会計年度 (平成 30 年 10 月 31 日)

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
短期借入金	230,000	—	—	—	—	—
長期借入金	48,739	46,477	32,535	29,711	22,295	17,792
リース債務	2,126	529	—	—	—	—
合計	280,865	47,006	32,535	29,711	22,295	29,544

当連結会計年度 (令和元年 10 月 31 日)

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
短期借入金	200,000	—	—	—	—	—
長期借入金	39,041	35,882	36,066	36,068	21,473	11,456
リース債務	531	—	—	—	—	—
合計	239,572	35,882	36,066	36,068	21,473	11,456

(有価証券関係)

減損処理を行った有価証券

前連結会計年度 (自 平成 29 年 11 月 1 日 至 平成 30 年 10 月 31 日)

該当事項はございません。

当連結会計年度 (自 平成 30 年 11 月 1 日 至 令和元年 10 月 31 日)

その他有価証券の株式について、19,495 千円の減損処理を行っております。

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社及び連結子会社は、従業員の退職給付に充てるため、確定給付制度を採用しております。

非積立型の確定給付制度としての退職一時金制度では、退職給付として勤務期間に基づいた一時金を支給します。当社及び連結子会社が有する退職一時金制度は、簡便法により退職給付に係る負債及び退職給付費用を計算しております。

2. 確定給付制度

(1) 簡便法を適用した制度の、退職給付に係る負債の期首残高と期末残高の調整表

	前連結会計年度 (自 平成 29 年 11 月 1 日 至 平成 30 年 10 月 31 日)	当連結会計年度 (自 平成 30 年 11 月 1 日 至 令和元年 10 月 31 日)
退職給付に係る負債の期首残高	— 千円	457 千円
退職給付費用	457	577
退職給付の支払額	—	△152
退職給付に係る負債の期末残高	457	882

(2) 退職給付債務の期末残高と連結貸借対照表に計上された退職給付に係る負債の調整表

	前連結会計年度 (平成 30 年 10 月 31 日)	当連結会計年度 (令和元年 10 月 31 日)
非積立型制度の退職給付債務	457 千円	882 千円
連結貸借対照表に計上された負債と資産の 純額	457	882
退職給付に係る負債	457	882
連結貸借対照表に計上された負債と資産の 純額	457	882

(3) 退職給付費用

簡便法で計算した退職給付費用 前連結会計年度 457 千円 当連結会計年度 577 千円

(ストック・オプション等関係)

該当事項はございません。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前連結会計年度 (平成 30 年 10 月 31 日)	当連結会計年度 (令和元年 10 月 31 日)
繰延税金資産		
未払事業税	1,469 千円	4,266 千円
賞与引当金	1,180	1,510
のれん償却超過額	1,035	771
資産除去債務	1,077	2,454
商品評価損	641	3,005
繰越欠損金	16,138	19,920
子会社への投資に係る一時差異	—	11,890
投資有価証券評価損	—	6,546
その他	1,085	1,285
繰延税金資産小計	22,628	51,651
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額 (注 2)	△16,138	△19,920
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△1,872	△9,568
評価性引当額小計 (注 1)	△18,010	△29,488
繰延税金資産合計	4,617	22,162
繰延税金負債		
資産除去債務に対応する除去費用	515	1,842
繰延税金負債合計	515	1,842
繰延税金資産純額	4,101	20,320

(注) 1. 評価性引当額は、前連結会計年度に比べ 11,478 千円増加しております。これは、主に投資有価証券評価損に係る評価性引当額 6,546 千円、連結子会社の繰越欠損金に係る評価性引当額 3,782 千円を認識したことによる増加であります。

2. 税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産及び繰越期限別の金額

当連結会計年度 (令和元年 10 月 31 日)

	1 年以内 (千円)	1 年超 2 年以内 (千円)	2 年超 3 年以内 (千円)	3 年超 4 年以内 (千円)	4 年超 5 年以内 (千円)	5 年超 (千円)	合計 (千円)
税務上の繰越欠損金 (※)	—	—	—	—	—	19,920	19,920
評価性引当額	—	—	—	—	—	△19,920	△19,920
繰延税金資産	—	—	—	—	—	—	—

(※) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた金額であります。

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目

前連結会計年度及び当連結会計年度においては、法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の 100 分の 5 以下であるため、注記を省略しております。

(資産除去債務関係)

資産除去債務のうち連結貸借対照表に計上しているもの

イ 当該資産除去債務の概要

本社施設用建物とショールームの不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務等であります。

ロ 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を取得から15～22年と見積り、割引率は0.418%～2.132%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

ハ 当該資産除去債務の総額の増減

	前連結会計年度		当連結会計年度	
	(自	平成29年11月1日	(自	平成30年11月1日
	至	平成30年10月31日)	至	令和元年10月31日)
期首残高		3,148千円		3,208千円
有形固定資産の取得に伴う増加額		—		4,846
資産除去債務の履行による減少額		—		△808
時の経過による調整額		59		64
期末残高		3,208		7,310

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当社グループは単一セグメントであるため、該当事項はございません。

【関連情報】

前連結会計年度（自 平成 29 年 11 月 1 日 至 平成 30 年 10 月 31 日）

1. 製品及びサービスごとの情報

製品及びサービス	売上高（千円）
車両事業	1,157,193
車両関連事業	370,256
合計	1,527,450

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の 90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が連結貸借対照表の有形固定資産の金額の 90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

顧客の名称又は氏名	売上高（千円）
株式会社ユー・エス・エス（オートオークション）	761,902

(注) 当社グループは、単一セグメントであるため、関連する報告セグメントの名称を記載しておりません。

当連結会計年度（自 平成 30 年 11 月 1 日 至 令和元年 10 月 31 日）

1. 製品及びサービスごとの情報

製品及びサービス	売上高（千円）
車両事業	1,781,685
車両関連事業	546,236
合計	2,327,922

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の 90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が連結貸借対照表の有形固定資産の金額の 90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

顧客の名称又は氏名	売上高（千円）
株式会社ユー・エス・エス（オートオークション）	1,299,983

(注) 当社グループは、単一セグメントであるため、関連する報告セグメントの名称を記載しておりません。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前連結会計年度（自 平成 29 年 11 月 1 日 至 平成 30 年 10 月 31 日）

該当事項はございません。

当連結会計年度（自 平成 30 年 11 月 1 日 至 令和元年 10 月 31 日）

該当事項はございません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前連結会計年度（自 平成 29 年 11 月 1 日 至 平成 30 年 10 月 31 日）

当社グループは車両及びその関連事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

当連結会計年度（自 平成 30 年 11 月 1 日 至 令和元年 10 月 31 日）

当社グループは車両及びその関連事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

前連結会計年度（自 平成 29 年 11 月 1 日 至 平成 30 年 10 月 31 日）

該当事項はございません。

当連結会計年度（自 平成 30 年 11 月 1 日 至 令和元年 10 月 31 日）

該当事項はございません。

【関連当事者情報】

関連当事者取引との取引

連結財務諸表提出会社の役員及び主要株主（個人の場合に限る。）等

前連結会計年度（自 平成 29 年 11 月 1 日 至 平成 30 年 10 月 31 日）

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金(千円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
役員及び個人主要株主等	江頭 大介	—	—	当社代表取締役社長	(被所有) 直接 40.0 間接 40.0	—	銀行借入に対する債務被保証(注)	184,730	—	—

(注) 取引条件及び取引条件の決定等

当社の銀行借入に対して当社代表取締役社長江頭大介から債務保証を受けております。なお、債務保証の取引金額は、債務保証を受けている借入金の前連結会計年度末時点での期末残高を記載しております。保証料の支払は行っておりません。

当連結会計年度（自 平成 30 年 11 月 1 日 至 令和元年 10 月 31 日）

該当事項はございません。

(1株当たり情報)

前連結会計年度 (自 平成 29 年 11 月 1 日 至 平成 30 年 10 月 31 日)		当連結会計年度 (自 平成 30 年 11 月 1 日 至 令和元年 10 月 31 日)	
1株当たり純資産額	77円 66銭	1株当たり純資産額	185円 89銭
1株当たり当期純利益	45円 16銭	1株当たり当期純利益	107円 97銭

(注) 1. 当社は、令和2年2月27日付で普通株式1株につき3,000株の割合で株式分割を行っておりますが、前連結会計年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益を算定しております。

2. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

3. 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下の通りです。

項目	前連結会計年度 (平成 30 年 10 月 31 日)	当連結会計年度 (令和元年 10 月 31 日)
純資産の部の合計額 (千円)	57,352	120,715
純資産の部の合計額から控除する金額 (千円)	10,758	9,183
(うち非支配株主持分) (千円)	(10,758)	(9,183)
普通株式に係る期末の純資産額 (千円)	46,593	111,532
1株当たり純資産額の算定に用いられた期末の普通株式の数 (株)	600,000	600,000

4. 1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下の通りです。

項目	前連結会計年度 (自 平成 29 年 11 月 1 日 至 平成 30 年 10 月 31 日)	当連結会計年度 (自 平成 30 年 11 月 1 日 至 令和元年 10 月 31 日)
親会社株主に帰属する当期純利益 (千円)	27,097	64,783
普通株主に帰属しない金額 (千円)	—	—
普通株式に係る親会社株主に帰属する当期純利益 (千円)	27,097	64,783
普通株式の期中平均株式数 (株)	600,000	600,000

(重要な後発事象)

1. 株式分割及び単元株制度の採用について

当社は、令和2年1月27日開催の定時株主総会決議より定款の変更を行い、令和2年2月27日付で、株式分割を実施するとともに、1単元を100株とする単元株制度の採用を行いました。

(1) 株式分割の目的及び単元制度導入の目的

当社株式の投資単位当たりの金額を引き下げ、1単元を100株とすることで、株式の流動性の向上と投資家層の拡大を図ることを目的としております。

(2) 株式分割の概要

① 分割の方法

令和元年10月31日を基準日として、同日最終の株主名簿に記載または記録された株主の所有する普通株式1株につき3,000株の割合をもって分割いたしました。

② 分割により増加する株式数

株式分割前の発行済株式総数	200株
今回の分割により増加する株式数	599,800株
株式分割後の発行済株式総数	600,000株
株式分割後の発行可能株式総数	2,400,000株

③ 分割の日程効力発生日 令和2年2月27日

なお、「1株当たり情報」は、当該株式分割が前連結会計年度の期首に行われたと仮定して算出しており、これによる影響については、当該箇所に記載しております。

(3) 単元株制度の採用

普通株式の単元株式数を100株といたしました。

2. 連結子会社の閉鎖について

令和2年1月24日開催の取締役会において、連結子会社である Current Europe GmbH を閉鎖することを決議いたしました。

(1) 閉鎖の理由

Current Europe GmbH は主にヨーロッパにおけるパーツ在庫の調達のために機能しておりましたが、発送効率及び収益性の更なる改善を図るため、ヨーロッパ国内に拠点を置かず、また輸出品在庫の合理化を進め固定費を削減させることで、パーツサプライ事業全体の収益力が向上すると判断し、閉鎖することといたしました。

(2) Current Europe GmbH の概要

所在地 ドイツ デュッセルドルフ
事業内容 部品の仕入販売
従業員の人数 2名

(3) 閉鎖の時期

令和3年2月末(予定)

(4) 業績に及ぼす影響

今回の閉鎖が令和2年10月期に与える影響については、当該子会社閉鎖に伴う特別損失12,000千円の計上を見込んでおりますが、詳細については現在精査中でありませ

⑤【連結附属明細表】

【社債明細表】

該当事項はございません。

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期末残高 (千円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	230,000	200,000	1.18	—
1年以内に返済予定の長期借入金	48,739	39,041	0.97	—
1年以内に返済予定のリース債務	2,126	531	—	—
長期借入金 (1年以内に返済予定のものを除く)	198,812	190,945	1.73	令和2年～ 令和10年
リース債務 (1年以内に返済予定のものを除く)	531	—	—	—
合計	480,209	430,517	—	—

(注) 1. 平均利率については、期末借入金残高に対する加重平均利率を記載しております。なお、リース債務の平均利率については、リース料総額に含まれる利息相当額をリース債務総額に含める方法を採用しているため記載しておりません。

2. 長期借入金（1年以内に返済予定のものを除く）の連結決算日後5年間の返済予定額は以下の通りであります。

区分	1年超2年以内 (千円)	2年超3年以内 (千円)	3年超4年以内 (千円)	4年超5年以内 (千円)
長期借入金	35,882	36,066	36,068	21,473

【資産除去債務明細表】

本明細表に記載すべき事項が連結財務諸表規則第15条の23に規定する注記事項として記載されているため、資産除去債務明細表の記載を省略しております。

(2) 【主な資産及び負債の内容】

連結財務諸表を作成しているため、記載を省略しております。

(3) 【その他】

該当事項はございません。

第7【外国為替相場の推移】

該当事項はございません。

第8【発行者の株式事務の概要】

連結会計年度	毎年11月1日から翌年10月末日まで
定時株主総会	毎事業年度末日の翌日から3か月以内
基準日	毎年10月31日
株券の種類	—
剰余金の配当の基準日	毎年10月31日 毎年4月30日
1単元の株式数	100株
株式の名義書換え	
取扱場所	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社
取次所	三井住友信託銀行株式会社 全国各支店
名義書換手数料	無料
新券交付手数料	該当事項はありません。
単元未満株式の買取り	
取扱場所	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社
取次所	三井住友信託銀行株式会社 全国各支店
買取手数料	無料
公告掲載方法	電子公告により行う。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載する。 公告掲載 URL https://www.currentmotor.co.jp/
株主に対する特典	該当事項はございません。

(注) 当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない旨を定款に定めております。

会社法第189条第2項各号に掲げる権利

会社法第166条第1項の規定による請求をする権利

株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

第二部【特別情報】

第1【外部専門家の同意】

該当事項はございません。

第三部【株式公開情報】

第1【特別利害関係者等の株式等の移動状況】

移動年月日	移動前所有者の氏名又は名称	移動前所有者の住所	移動前所有者の発行者との関係等	移動後所有者の氏名又は名称	移動後所有者の住所	移動後所有者の発行者との関係等	移動株数(株)	価格(単価)(円)	移動理由
平成30年10月18日	江頭 大介	神奈川県横浜市青葉区	特別利害関係者等(当社代表取締役)	渡辺 一世	東京都世田谷区	特別利害関係者等(当社大株主、当社取締役)	10	774,920 (77,492)	経営参画の意識向上の為
平成30年10月18日	江頭 大介	神奈川県横浜市青葉区	特別利害関係者等(当社代表取締役)	鈴木 大基	神奈川県川崎市多摩区	特別利害関係者等(当社大株主、当社子会社従業員)	4	309,968 (77,492)	士気向上の為
平成30年10月18日	江頭 大介	神奈川県横浜市青葉区	特別利害関係者等(当社代表取締役)	石原 直人	神奈川県横浜市緑区	特別利害関係者等(当社大株主、当社従業員)	4	309,968 (77,492)	士気向上の為
平成30年10月18日	江頭 大介	神奈川県横浜市青葉区	特別利害関係者等(当社代表取締役)	都築 哲平	東京都世田谷区	特別利害関係者等(当社大株主、当社監査役)	2	154,984 (77,492)	経営参画の意識向上の為
令和元年10月29日	江頭 大介	神奈川県横浜市青葉区	特別利害関係者等(当社代表取締役)	ディーイー工業合同会社	神奈川県横浜市青葉区	特別利害関係者等(当社大株主、当社代表取締役社長が議決権の過半数を有する会社)	80	8,624,400 (107,805)	資本政策の為

- (注) 1. 当社は、TOKYO PRO Market への上場を予定しております。株式会社東京証券取引所が定める特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第115条及び同規程施行規則第106条の規定において、当社グループは上場日から5年間、新規上場申請日の直前事業年度(上場日が属する事業年度の前事業年度をいい、当該上場日が決算期日の翌日から定時株主総会までの間に当たる場合には、上場日が属する事業年度の前々事業年度をいう)の末日(令和元年10月31日)から起算して2年前(平成29年11月1日)から上場日の前日までの期間において、特別利害関係者等が当社の発行する株式若しくは新株予約権の譲受け若しくは譲渡(上場前の募集、売出し、特定投資家向け取得勧誘及び特定投資家向け売付け勧誘等を除き、新株予約権の行使を含む)を行っている場合には、それらの状況に係る記載内容についての記録を保存されるものとされております。
2. 特別利害関係者等の範囲は次のとおりであります。
- (1) 当社の特別利害関係者…役員、その配偶者及び二親等内の血族(以下「役員等」という。)、役員等により総株主の議決権の過半数が所有されている会社並びに関係会社及びその役員
 - (2) 当社の大株主上位10名
 - (3) 当社の人的関係会社及び資本的関係会社並びにこれらの役員
 - (4) 金融商品取引業者(金融商品取引法第28条第8項に規定する有価証券関連業を行う者に限る。)及びその役員並びに金融商品取引業者の人的関係会社及び資本的関係会社
3. 当社は、令和2年2月27日付で普通株式1株につき3,000株の割合で株式分割を行っておりますが、上記移動株数及び単価は株式分割前の移動株数及び単価で記載しております。
4. 移動価格は、1株当たりの時価純資産価額を参考に、当事者間の協議の上決定した価格であります。

第2【第三者割当等の概況】

1【第三者割当等による株式等の発行の内容】

該当事項はございません。

2【取得者の概況】

該当事項はございません。

3【取得者の株式等の移動状況】

該当事項はございません。

第3【株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	株式の総数 に対する所 有株式数の 割合(%)
江頭 大介 (注1、2)	神奈川県横浜市青葉区	240,000	40.0
ディーイー工業合同会社 (注2、4)	神奈川県横浜市青葉区	240,000	40.0
竹下 智彦 (注2、3)	神奈川県横浜市都筑区	60,000	10.0
渡辺 一世 (注2、3)	東京都世田谷区	30,000	5.0
鈴木 大基 (注2、6)	神奈川県川崎市多摩区	12,000	2.0
石原 直人 (注2、6)	神奈川県横浜市緑区	12,000	2.0
都築 哲平 (注2、5)	東京都世田谷区	6,000	1.0
計	—	600,000	100.0

- (注) 1. 特別利害関係者等 (当社の代表取締役社長)
 2. 特別利害関係者等 (大株主上位10名)
 3. 特別利害関係者等 (当社の取締役)
 4. 特別利害関係者等 (役員等により総株主の議決権の過半数が所有されている会社)
 5. 特別利害関係者等 (当社の監査役)
 6. 特別利害関係者等 (当社従業員又は当社子会社従業員)
 7. () 内は、新株予約権による潜在株式数及びその割合であり、内数であります。
 8. 株式総数に対する所有株式数の割合は、小数点以下第2位を切り捨てております。

独立監査人の監査報告書

令和2年4月13日

カレント自動車株式会社
取締役会 御中

監査法人 コスモス

代表社員 公認会計士 新聞智之
業務執行社員

新聞智之



業務執行社員 公認会計士 小室豊和

小室豊和



当監査法人は、株式会社東京証券取引所の特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第110条第5項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているカレント自動車株式会社の平成30年11月1日から令和元年10月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、カレント自動車株式会社及び連結子会社の令和元年10月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

重要な後発事象に記載されているとおり、会社は令和2年1月24日開催の取締役会において、連結子会社の閉鎖について決議している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

その他の事項

会社の平成30年10月31日をもって終了した前連結会計年度の連結財務諸表は監査されていない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上